

議案第20号

城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和4年3月10日提出
(2022年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年城陽市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年(2022年)6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年(2022年)6月に支給する期末手当の額は、改正後の城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年(2021年)12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

提案理由

令和3年（2021年）の人事院勧告にかんがみ、国家公務員及び近隣市町の給与改定の動向を考慮し、議員の期末手当を改定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議員報酬、費用弁償及び期末手当〕

第203条 略

②・③ 略

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

参考資料

城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正条例要綱

令和3年人事院勧告に係る改正

期末手当支給率の改正

<改正前>

	6月期	12月期	年間合計
議員	167.5 /100	167.5 /100	335 /100

<令和4年度（改正後）>

	6月期	12月期	年間合計
議員	162.5 /100	162.5 /100	325 /100

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月の期末手当支給額 - (令和3年12月の期末手当支給額
× (10/167.5))